

河内長野市クーリングシェルター募集要項

1. 目的

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定にご協力いただける民間施設を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、以下の内容を実施する。

- (1) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所として快適な室温を保つこと
- (2) 店舗等の入口や該当箇所等に市が提供するクーリングシェルター・マークを掲示すること
- (3) 適切な空間で、一時的に休息できるスペース（イス・ソファ等）を設置すること
- (4) クーリングシェルターとして公表する場所の受入可能人数を、確実に受け入れられるよう準備すること

3. 指定要件

応募資格は市内に所在する民間施設で、以下の要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 大阪府内に熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設の管理者があらかじめ定める開放可能日及び時間帯において当該施設を住民その他の者に開放すること
- (3) 大阪府内に熱中症特別警戒情報が発表されていないときにおいても、涼をとれる場所として開放可能日において当該施設を開放するよう努めること
- (4) 受入可能人数が同時に適切に滞在できる空間が確保されていること
- (5) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること
- (6) 熱中症予防のため、指定箇所において避難者が持ち込む飲料等による水分補給を可能とすること
- (7) 環境省が発表する熱中症特別警戒アラートと熱中症警戒アラートをメールで配信する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報の伝達を受けること
- (8) 市とクーリングシェルター指定の協定を締結し、施設の名称・所在地・開放可能日時・受入可能人数の公表に同意できること
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する施設でないこと
- (10) 公序良俗に反する施設でないこと
- (11) 当該施設を管理又は運営する団体及び団体の代表者、役員又は使用人その他の従

業員若しくは構成員等が、河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

4. 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする（指定の初年度において指定の日が4月第4水曜日以降の場合は指定の日から10月第4水曜日まで）。

なお、運用できる日及び時間帯は施設の状況に応じることとする。

5. 募集期間

随時受付

6. 応募方法

河内長野市クーリングシェルター指定申込書（要領様式第1号）及び暴力団排除に関する誓約書（要領様式第2号）に必要事項を記入の上、持参、郵送または市HPのメールフォームにより提出する。

住所：〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

宛名：河内長野市環境政策課 環境政策係

電話番号：0721-53-1111

7. 提出後の流れ

- (1) 応募内容の確認・審査
- (2) 市と協定内容の協議
- (3) 協定の締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市HP等）
- (5) クーリングシェルター運用開始

8. 協定の有効期間協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

9. その他

- (1) 協定について疑義が生じた時又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定める。
- (2) 河内長野市において指定することが適切ではないと判断する場合には、指定しない

ことがある。また、指定された後も、市が不適當と認める場合は、指定を取り消すことがある。